

2014年度予算要求の回答書(その4)
 今回は、1、医療・福祉の充実を
 ⑳～㉔です。

1、医療・福祉の充実を

㉓ 福祉タクシー事業について、一枚の金額を初乗り運賃に引き上げること。

福祉タクシー事業につきましては、初乗り運賃額を含めたタクシー運賃に対して利用できる1枚600円の福祉タクシー利用券を1箇月当たり4枚(4月交付の場合で、最大48枚)を申請月から年度末まで交付しております。

障がい者への社会参加促進事業として、自動車ガソリン購入券との選択制になっており、双方の助成内容の公平性を保つため、1箇月当たりの助成額を同額にしております。

なお、障がい者がタクシーを利用される際は、障害者手帳を提示することによりタクシー運賃の1割の割引が受けられますので、福祉タクシー利用券の交付を受けている障がい者は、障害者手帳による割引と併用して御利用いただけます。

本市といたしましては、これら現行の事業を継続することにより、福祉の充実を図ってまいります。(障がい福祉課)

㉔ 生活保護の申請に関しては親身な相談を行い、申請しやすくすること。可能な限り早期の支給を行うこと。また、扶養照会については慎重かつ適正な対応をすること。

生活保護の相談につきましては、来庁された当日にお受けし、相談者の生活状

況や健康状況等をお聞きし、「生活保護のしおり」を手交するとともに、保護制度につきまして説明を行っているところでございます。

しかしながら、相談内容には様々なケースがあり、資産の活用、親族による金銭援助、他の制度等を手続きすることにより、生計維持が可能であると判断できる場合には、生活保護法第4条第2項の規定に基づき、その手続きを優先的に行っていただくようお願いする場合があります。

また、相談者が、生活保護の申請意思を示された場合には、申請権を侵害することのないよう、申請書等の関係書類を交付し、申請を受けるとともに、相談者の申請権をより確保するため、相談をお受けしている相談室の机の上に申請書等の関係書類を置き、相談者が自由に手にすることができるよう配慮しております。

なお、生活保護の開始及び決定につきましては、法定期限にかかわらず、早期に生活保護費が支給できるよう迅速な処理に努めるとともに、保護の決定に係る扶養義務者に対する通知につきましては、可能な限り扶養義務者に誤解や不快等を与えないよう、通知等の内容につきまして、検討・見直しを行い、改善に努めてまいります。(生活福祉課)

㉕ 生活保護基準引き下げにより、他制度への影響が生じないよう配慮すること。生活保護費の算定にあたっては、全国統一した制度で運用しております。

しかしながら、保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、国からも

通知等があり、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本としております。

このようなことから、制度を所管する関係部署で連携を図りながら、他制度に影響が生じないよう、配慮に努めてまいります。(生活福祉課、財政課)

㉖ 脳脊髄液減少症に対して適切な対応を行い、周知を図ること。

脳脊髄液減少症につきましては、国において診断・治療法の研究が進められておりますが、認知度が低いことや診断・治療を行っている医療機関が少ない状況であると認識しております。

本市におきましては、市ホームページにおいて症状や診療情報の提供をしており、今後も国及び県の動向に注視しながら、適切な情報の提供に努めてまいります。(健康医療課)

㉗ 高齢者支援事業をひとり暮らし高齢者だけでなく、高齢者のみ世帯にも適用すること。

配食サービスを始め、緊急通報システムや軽度生活援助など、一部の事業につきましては高齢者のみ世帯も対象となっており、必要に応じてサービスの提供をしてまいります。各事業の対象世帯につきましては、今後の高齢社会を考える中で適宜検討してまいります。(高齢福祉課)

㉘ シルバーチケットの対象施設に、荻野運動公園・ふれあいセンターのプールを加え、高齢者の健康増進を図ること。

福祉サービスを中心とした扶助費が年々増加している中で、本格的な高齢社会の到来を見据えたサービス事業へと見直し

を図ることが課題となっております。今後におきましては、将来に向けて必要な福祉サービスを持続的に実施していくため、御要望の内容も含め高齢者ニーズに応じたサービスの提供ができるよう研究してまいります。(高齢福祉課)

㉙ 高齢者施策については、関係者に周知を図り、より利用しやすくすること。

現在、高齢者施策の周知につきましては、地域包括支援センターや民生委員等による周知や広報、市ホームページを活用しているほか、介護保険要介護認定結果通知の送付時に「高齢者福祉サービスのご案内」を同封するなど、多様な方法により周知を図っているところでございます。

また、利用者の利便性を図るため、助成券の交付など一部の事業につきましては、地区市民センターでも対応できるよう努めてまいります。(高齢福祉課)

㉚ 若年層を含めた精神障害者のためのグループホームの設置を推進すること。

グループホームにつきましては、福祉サービスを提供する事業者が、県の認可を受け設置・運営しており、市内においては年々増加している状況です。

今後におきましても、各事業者に対し適切な情報提供を行い、地域バランスを考慮したグループホーム事業への新規参入を促進したいと考えております。(障がい福祉課)

5月の法律相談は
5月28日(水)13時～
 前日迄の連絡をお願いします。